県営住宅の修繕負担区分

修　　繕　　内　　容	負担区分			備　　考
	県	入居者	自治会	
屋内部分				
柱・鴨居・敷居に係る構造上必要な修繕	○			
根太・大引・土台・床板に係る構造上必要な修繕	○			
壁の自然破損（内外共）	○			
結露・カビによる壁の汚れ		○		
内壁の塗装、内壁紙張替		○		
窓枠・出入口枠扉修繕、取替	○			
押入棚・台所棚修繕、取替		○		
玄関扉・外部建具修繕、取替	○			軽微な修繕は入居者負担
建具金物（錠を含む）破損		○		
サッシ戸車取替		○		
襖・引戸・室内扉修繕、取替		○		
障子・網戸修繕、ガラス入替、修繕		○		
畳修繕、取替		○		
カーテンレール修繕		○		
流し台（研出し）漏水修繕	○			
流し台（ステンレス）漏水修繕	○			
物干し・物干し金物修繕	○			軽微な修繕は入居者負担
ベランダ手摺修繕（外壁改修工事時）	○			
ベランダ手摺塗装		○		
ベランダ間仕切板修繕	○			
ベランダ床漏水修繕	○			
鳩・ノミ・ダニ・ゴキブリ・ネズミ等の駆除対策				
住戸内（ベランダを含む）		○		
空家	○			
共有部分			○	
ミツバチ駆除		○		
アシナガバチ駆除			○	
スズメバチ駆除	○			
白アリ駆除	○			
黒アリ、羽アリ駆除		○		
建物外部まわり及び屋外附帯設備				
雨樋詰まり		○		
雨樋修繕、取替	○			
屋根雨漏り修繕	○			

修　　繕　　内　　容	負担区分			備　　考
	県	入居者	自治会	
壁面雨漏れ修繕	○			
階段・廊下・手摺修繕	○			
屋上点検口修繕、錠取替	○			
建物排水管詰まり		○		
建物排水管修繕	○			
屋外排水管詰まり		○	○	
屋外排水管修繕	○			
通路・道路側溝修繕			○	
住宅周囲柵修繕		○		
境界の外柵修繕	○			
砂場砂補充			○	
屋外遊戯具修繕	○			
樹木維持管理			○	幹の高さが5m以上は県負担
駐車場・アスファルトの舗装修繕			○	
電気設備				
各戸スイッチ修繕		○		
各戸コンセント修繕		○		
キーソケット・ローゼット取替		○		
各戸照明器具取替、球切れ		○		
各戸ブレーカー・ヒューズ		○		
電線取替	○			
電話線の配線		○		
換気扇・天井扉・レンジフード修繕、取替		○		
テレビ共同受信アンテナ修繕、取替	○			勅使・丸亀塩屋は個人設置
配電盤修繕	○			
階段灯・廊下灯・外灯の球切れ			○	
階段灯・廊下灯・外灯のグローブ（電球カバー）取替			○	
外灯ポール取替	○			県が設置したものに限る。
共用灯の自動点滅器			○	
住居用火災警報器	○			
ガス設備				
ガス管修繕	○			
ガスコック及び付帯品	○			
浴槽・バランス釜・給湯器修繕（県設置）	○			バランス釜・給湯器の故障の場合に限る。
〃　　（入居者設置）		○		
コンセント型ガス漏れ警報器		○		

修　　繕　　内　　容	負担区分			備　　考
	県	入居者	自治会	
給排水衛生設備（屋内）				
各種水栓類取替		○		
各種水栓パッキン取替		○		
トイレフラッシュバルブ修繕、取替	○			
トイレフラッシュピストン・パッキン修繕、取替		○		
便器漏水修繕	○			
便器排水管破損取替	○			
汚水管・雑排水管詰まり		○		
浴槽・流し台・洗濯槽・手洗器等の排水金具取替		○		
浴槽・流し台・洗濯槽・手洗器等の排水管詰まり		○		
汚水・雑排水管修繕、取替	○			
給水管修繕、取替	○			
衛生陶器（洗面器、鏡、便座等）破損		○		老朽による取替は県負担
手洗器・流し台（ステンレス）のトラップ取替	○			
各種トラップパッキン取替		○		
トイレロータンクの内金物	○			
トイレロータンクのパッキン取替		○		
トイレペーパーホルダー取替		○		
給排水衛生設備（屋外）				
共用栓・パッキン取替			○	
給水管漏水修繕	○			
汚水管・雑排水管・汚水桝破損修繕	○			
汚水管・雑排水管・汚水桝詰まり			○	
各種弁類修繕取替	○			
消火栓修繕	○			
消火器設置	○			管理・破損・紛失は自治会
止水栓修繕	○			
マンホールの蓋			○	老朽による取替は県負担
給排水衛生設備（共同施設）				
給水塔・ポンプ室修繕一般	○			
浄化槽修繕一般修繕	○			
受水槽・中水槽・高架水槽の清掃、消毒			○	
浄化槽の清掃及び消毒（汚泥引抜）			○	

修繕費用の負担区分

・みなさんが生活している住宅やそれに関連する施設の中で、日常の生活で修繕が必要となった場合、どうしたらよいかわからないことがあるかと思います。

・こわれたもの、調子が悪くなったものの修繕はだれがするのか、また、その費用はだれが負担するのかを決めている基準があります。

・みなさんに費用を負担していただく修繕、香川県が費用を負担する修繕、住宅使用上のご注意を掲載しています。県営住宅指定管理者へのお問い合わせや修繕のご相談のときには、ぜひご活用ください。

玄関廻り編

香川県が費用を負担する修繕

扉　関　係　　下記参照図

玄関ドアが開かない、閉まりが悪い。……①

扉が変形した。……①

扉および枠が腐食して穴があいた。……①

床　関　係

床の間部分の床なり、きしみがある。……⑩

床が腐った、床落ちする。……⑩

電気設備関係

電気の分電盤（戸別開閉器）が脱落した。

絶縁不良により、電気がつかない。……⑨

【参照図】

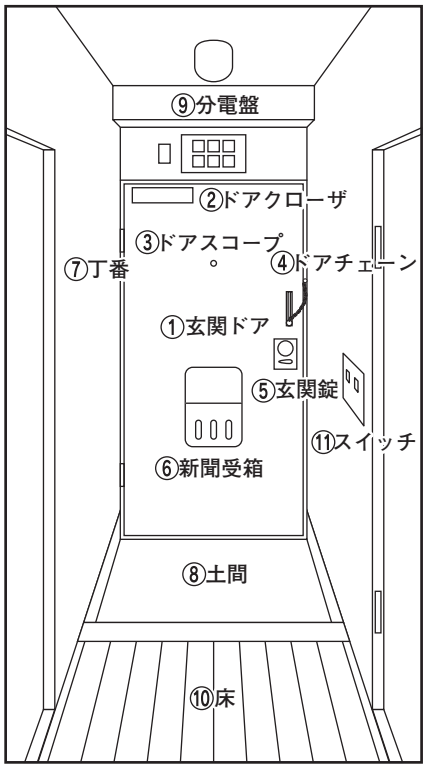

みなさんに費用を負担していただく修繕

扉　関　係　　下記参照図

ドアスピードの調整……②

ドアクローザの作動不良、破損……②

ドアスコープの曇り、破損……③

ドアチェーンが切れた（かかりにくい）。……④

玄関錠の鍵をなくした。……⑤

新聞受け箱がとれた。……⑥

新聞受け箱のふたがとれた（こわれた）。……⑥

床　関　係

床が汚くなってきた。ワックスを塗りたい。…⑩

電気設備関係

スイッチがこわれた（スイッチ不良）。……⑪

照明器具の電球が切れた。

照明器具のカバー（笠、グローブ）がこわれた。

チャイムが鳴らない（高齢者住宅を除く）。

【こんなことにご注意を】

1　玄関ドアの閉まりが悪くなる原因として、ドア本体と下枠に物を挟んだため、ドアがゆがんでしまうことがあげられます。ほかにも、自然に丁番やドアクローザーを止めているネジがゆるんで、閉まりが悪くなることがあります。一度、ネジの部分がゆるんでいないか確認しましょう。そのときに、丁番に油をさしてください。

2　玄関の床は防水処理をしていません。掃除などで水を流すと、階下への漏水事故になることがあります。玄関の掃除は気をつけてしましょう。

3　火災発生時には玄関ドアは必ず閉めて避難しましょう。また、階段や廊下は避難するための通路になりますので、物は置かないようにしてください。

トイレ編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

★ハンドルレバーが壊れた
＝みなさん負担

★トイレの水が止まらない
＝香川県負担

タンク内部金物（ボールタップ・浮き玉・フロート弁・クサリ等）が不良になっているのが原因、修理取替が必要

（注意）トイレの水を節水するためにタンク内にビン等を入れる方がいます。水の節水にはなりますが、タンクは適量の水で汚水を流すように設計されていますので、つまりの原因になるとともに、内部金物の故障の原因になります。この場合は「みなさん負担」となります。

★止水栓・給水管・
洗浄管から水が漏る
＝香川県負担

★便座が外れた、
破損した
＝みなさん負担

★便器の取付部分から
漏水している＝香川県負担
便器がぐらつく＝香川県負担

★ロータンクがヒビ割れした
＝みなさん負担

ただし、取付ビス腐食による場合のように自然に割れたものについては「香川県負担」

（注意）ロータンク、便器は、結露が生じやすく(特に冬の時期)、結露で床がぬれていることがあります。床がぬれていると漏水と勘違いして修繕の申込をなさる方がいますが、ぬれている場合は、雑巾などで拭いて様子を見てください。漏水の場合は、１カ所から水がしみてきます。全体がぬれている場合のほとんどは結露と思われます。

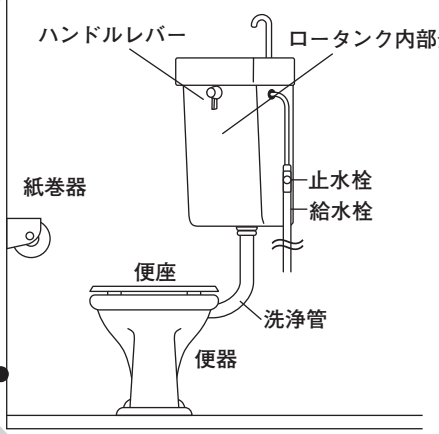

★つまって流れない
＝みなさん負担

（注意）便器のつまりの原因となるのは、ティッシュペーパーやおむつなど水にとけないものを流した場合がほとんどです。雑巾、子供のおもちゃなどがつまりの原因の時もあります。その場合、便器、排便管を一時的に取り外し修繕しなければならないこともありますので、十分に注意しましょう。

※必ずトイレットペーパーを使いましょう。

〈水の止め方〉
メーターのところにある止水栓または、ロータンクの止水栓を矢印の方にまわすと水が止まります。

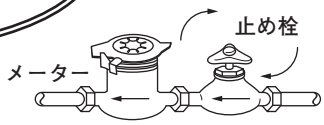

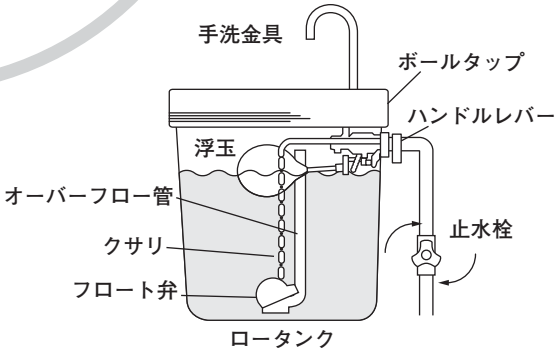

※負担区分が「香川県負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費は「みなさん負担」となります。

洗面所編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

②･③水栓の水が止まらない。＝みなさん負担

④洗面器がヒビ割れた。
④洗面器用ゴム栓の鎖が切れた、ゴムが減って水がたまらない。＝みなさん負担

ただし、固定ビス腐食による場合のように自然に割れたものについては＝香川県負担

⑤止水栓・給水管から水が漏れる＝香川県負担

①カガミが割れた又は、はずれた。＝みなさん負担

⑥排水管・排水トラップから水が漏ってきた。＝香川県負担

洗面所関係で最も多い修繕です。

④洗面器がぐらつく又は脱落した。＝香川県負担

⑥･⑦洗面排水・洗濯排水のつまり＝みなさん負担

（注意）室内に洗濯機を置いている方の漏水事故が最近増えています。漏水には排水口のつまりによる漏水（排水ホースが抜けた場合等）と、水栓から接続ホースが抜ける場合の２通りがあります。
いずれの場合も階下の居住者等に多大な迷惑がかかります。
定期的に、排水及び水栓の接続部分の点検を行い、事故が起きないよう心がけましょう。

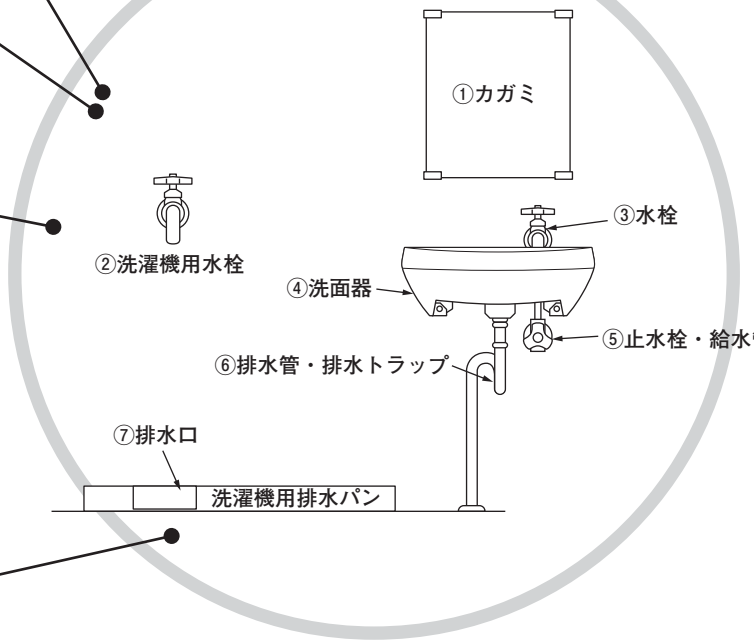

〈水の止め方〉
メーターのところにある止水栓、または洗面器の下にある止水栓を矢印の方にまわすと水が止まります。

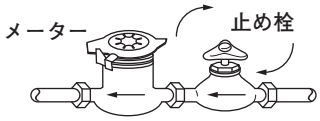

※負担区分が「香川県負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費は「みなさん負担」となります。

流し廻り編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

※住戸のタイプにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。

⑧モーター部が壊れた。
＝香川県負担
ただし、部品の破損は
＝みなさん負担
⑨フィルター装置の清掃･破損
＝みなさん負担
⑩スイッチ作動不良
＝香川県負担
表示ランプの球切れ
＝みなさん負担

⑪・⑬本体がはずれた、
ぐらつく＝香川県負担
腐食破損＝みなさん負担

⑫照明がつかない。
＝みなさん負担
ただし、内部の配線故障は
＝香川県負担

⑭リモコンが作動しなく
なった。＝香川県負担
リモコンカバーが壊れた。
＝みなさん負担

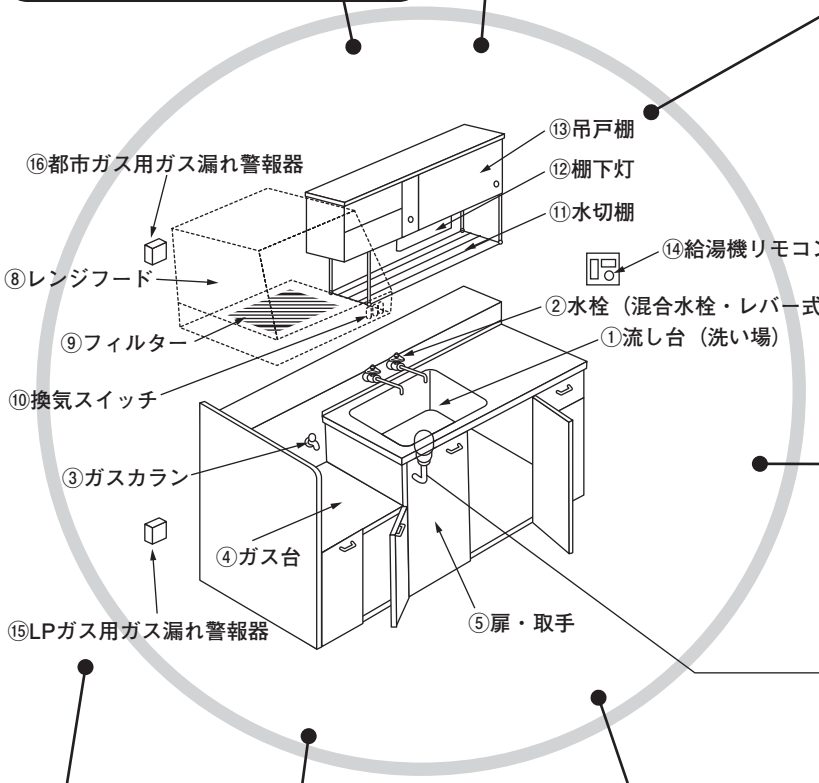

①洗い場が腐食破損した。
＝香川県負担
②水栓の水が止まらない、
壊れた。＝みなさん負担

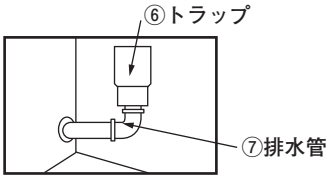

③破損した。
＝みなさん負担
④腐食して穴があいた。
＝みなさん負担

⑤扉が閉まらない、
腐食した。
取手が壊れた。
＝みなさん負担

⑥トラップ本体が腐食して壊れた。
＝香川県負担
⑦排水管が腐食して水が漏る。
＝香川県負担
排水管が詰まって水の流れが悪い。
＝みなさん負担

⑮LPガス用ガス漏れ警報器
⑯都市ガス用ガス漏れ警報器
＝みなさん負担（交換期限5年）

浴室編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

⑰手すり：当初から設置及び高齢・身障者住宅設備改善で県が設置した手すりの脱落・ぐらつき＝香川県負担

⑫水栓：水が止まらない、コマパッキンの取替、本体破損＝みなさん負担

⑪シャワー：ヘッド・ホースの破損、漏水＝みなさん負担

⑮照明器具：カバーの破損、球切れ＝みなさん負担
腐食破損＝香川県負担

⑩目皿：破損＝みなさん負担
排水つまり＝みなさん負担

⑧壁・天井：塗装がはがれたので塗り直したい＝みなさん負担
結露によるカビの清掃・補修＝みなさん負担
モルタル等の脱落補修＝香川県負担

⑨床：大きなヒビ割れ・破損＝香川県負担
ヒビ割れ・破損による上階からの漏水＝香川県負担
（上階床の防水工事を行う必要がある場合は、上階の方はご協力お願いします。）

⑦浴室換気扇：回らない等の作動不良＝香川県負担
清掃、スイッチ・タイマーの故障＝みなさん負担

⑤排水管：腐食・漏水＝香川県負担
つまりの清掃＝みなさん負担

⑥窓：ガラスが割れた、締まりハンドルの故障＝みなさん負担
開閉不良＝香川県負担

①浴槽：水アカなどによる汚れの清掃＝みなさん負担
腐食による穴あき破損＝香川県負担

③ガス管：腐食・がたつき＝香川県負担
ガス栓：修繕・取替＝みなさん負担
④給水管：腐食・漏水・がたつき＝香川県負担

②風呂釜：点火不良、水漏れ＝香川県負担
つまみ等部品の破損・紛失＝みなさん負担

⑬ゴム栓：鎖が切れた、ゴム破損＝みなさん負担

⑭風呂リモコン：点火不良、お湯にならない、表示エラー＝県設置分＝香川県負担、自己設置分＝みなさん負担
リモコンカバーの破損＝みなさん負担

⑯浴室戸：本体・かまちの腐食補修＝香川県負担
ノブなどの付属金物の破損＝みなさん負担

和室編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①畳：畳の表替え・裏返し・取替
　＝みなさん負担
　荒床・根太・大引などの腐食、
　割れによるきしみ・床落ち＝香川県負担
②敷居：さがり・摩耗＝香川県負担
③引手：こわれ、紛失＝みなさん負担
④ふすま・⑥天袋：汚れたり、破れた場合などの
　張替・補修・取替＝みなさん負担
⑤鴨居：反り・ねじれ・脱落＝香川県負担
⑦ローゼット：こわれ＝みなさん負担
⑧天井：汚れ・しみ・塗装のはがれ
　＝みなさん負担
　脱落＝香川県負担
⑨付長押（つけなげし）：ぐらつき・脱落
　＝香川県負担
⑩テレビ接続端子：こわれ
　＝みなさん負担
⑪壁：汚れ・カビ・塗装のはがれ
　＝みなさん負担
　クロスの汚れ・はがれ補修
　＝みなさん負担

⑫非常用押ボタン（県が取付けたもの）：こわれ
　＝香川県負担
⑬電話接続端子：こわれ
　＝みなさん負担
⑭コンセント・⑯クーラー用コンセント
　（県が取付けたもの）：こわれ＝みなさん負担
⑮クーラースリーブキャップ：こわれ・紛失
　＝みなさん負担
⑰クーラー取付ボルト（県が取付けたもの）：
　こわれ＝香川県負担
⑱換気孔：割れ・脱落
　＝みなさん負担
⑲カーテンレール：脱落・取替
　＝みなさん負担
⑳ガラス・換気小窓：割れ
　＝みなさん負担
㉑クレセント：こわれ・ぐらつき
　＝みなさん負担
㉒サッシ：開閉不良＝香川県負担

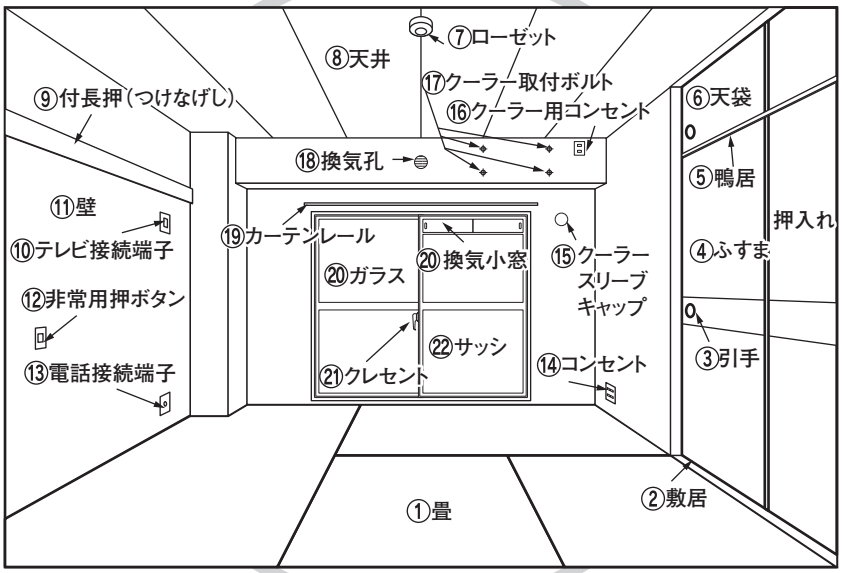

※住戸のタイプにより、設備内容が異なる場合があります。

バルコニー編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①床：モルタルひび割れなどによる階下漏水＝香川県負担
②手すり：経年および腐食による破損＝香川県負担
③ガラリ：破損、割れ＝みなさん負担
④掛金・空錠（ノブ）：破損＝みなさん負担
⑤物置扉（木製・鋼製）：腐食などによる破損＝香川県負担
塗装のはがれ＝（木製・鋼製）みなさん負担
建付調整＝（木製）みなさん負担
（鋼製）香川県負担
⑥物干し金具：脱落＝香川県負担

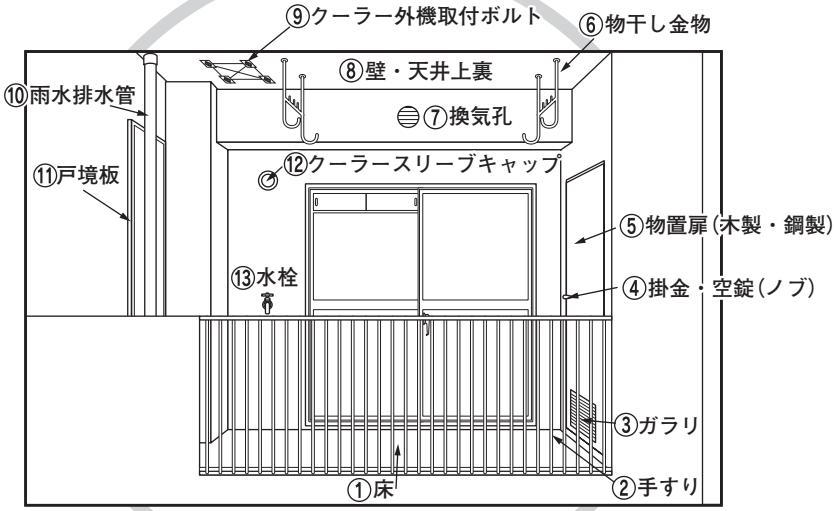

※住戸のタイプにより、設備内容が異なる場合があります。

ご注意
戸境板は、火災などがあった場合の避難口です。
近くに物を置かないでください。

⑩雨水排水管：詰まり、過失による破損＝みなさん負担
経年および腐食による破損＝香川県負担
⑪戸境板：災害などの避難による破損＝香川県負担
⑫クーラースリーブキャップ：破損、紛失＝みなさん負担
⑬水栓：破損、パッキン・コマ不良＝みなさん負担

⑦換気孔：破損、紛失
＝みなさん負担
⑧壁・天井上裏：
はくり・浮き＝香川県負担
塗装のはがれ＝みなさん負担
⑨クーラー室外機取付ボルト：
紛失＝みなさん負担

階段編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

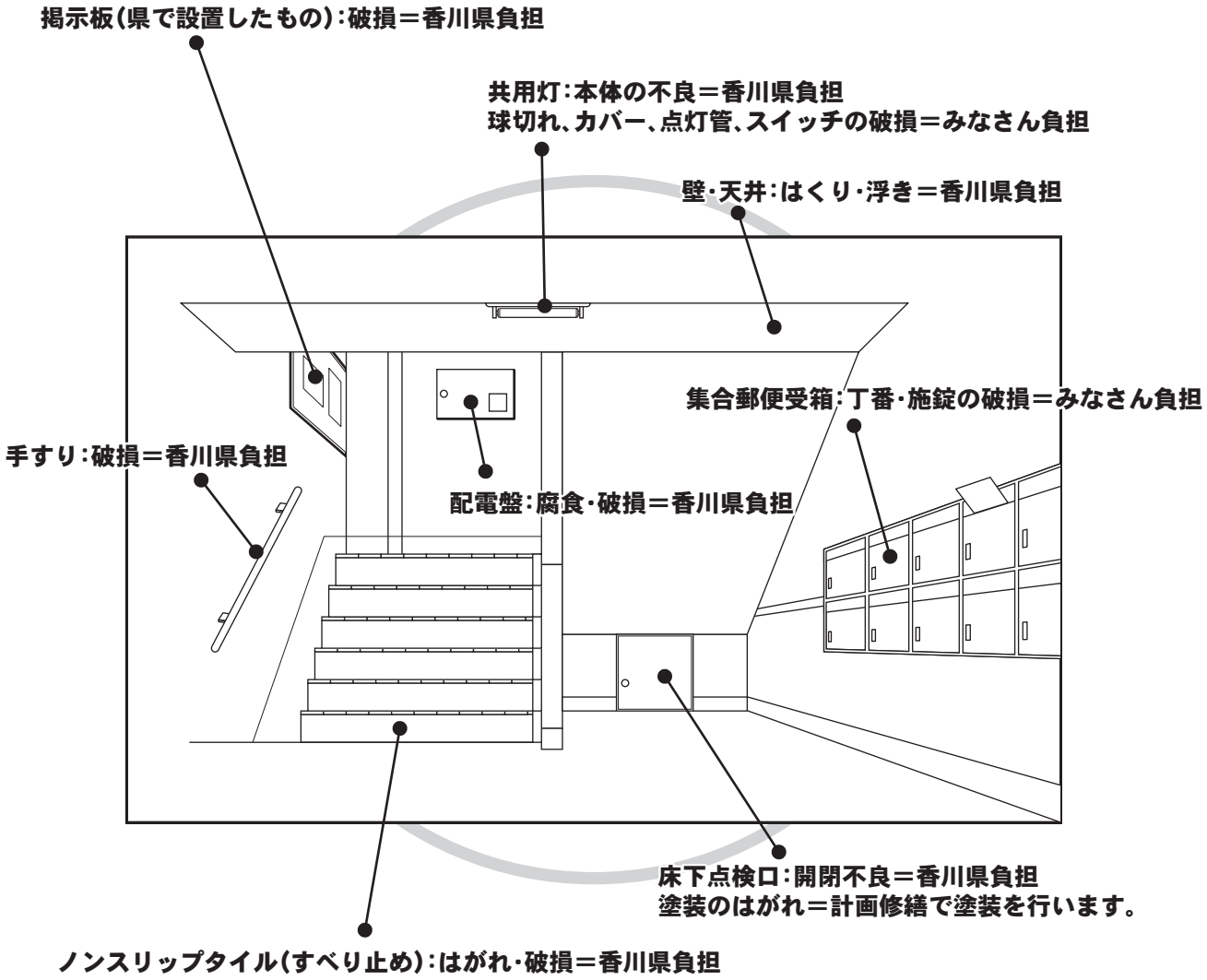

注意！階段は共用の通路です。階段や踊り場には物を置かないようにしましょう。

エレベーターホール編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①エレベーター本体：故障＝香川県負担
②エレベーター内部：床、壁の腐食＝香川県負担
落書き＝みなさん負担
手すり脱落、ぐらつき＝香川県負担
カゴ内照明器具本体破損＝香川県負担
カゴ内照明器具カバー破損＝みなさん負担
カゴ内照明器具球切れ＝香川県負担
③表示ボタン：破損＝みなさん負担
④鋼製扉：開閉不良＝香川県負担

⑤集合郵便受箱＝丁番、施錠金具の破損
＝みなさん負担
⑥非常照明：破損、球切れ＝香川県負担
⑦共用灯：球切れ、カバー、点灯管、
スイッチの破損＝みなさん負担
⑧掲示板（県で設置したもの）：破損＝香川県負担
⑨手すり：脱落、ぐらつき＝香川県負担
⑩エレベーターホール出入口扉：開閉不良
＝香川県負担
ガラス割れ＝みなさん負担

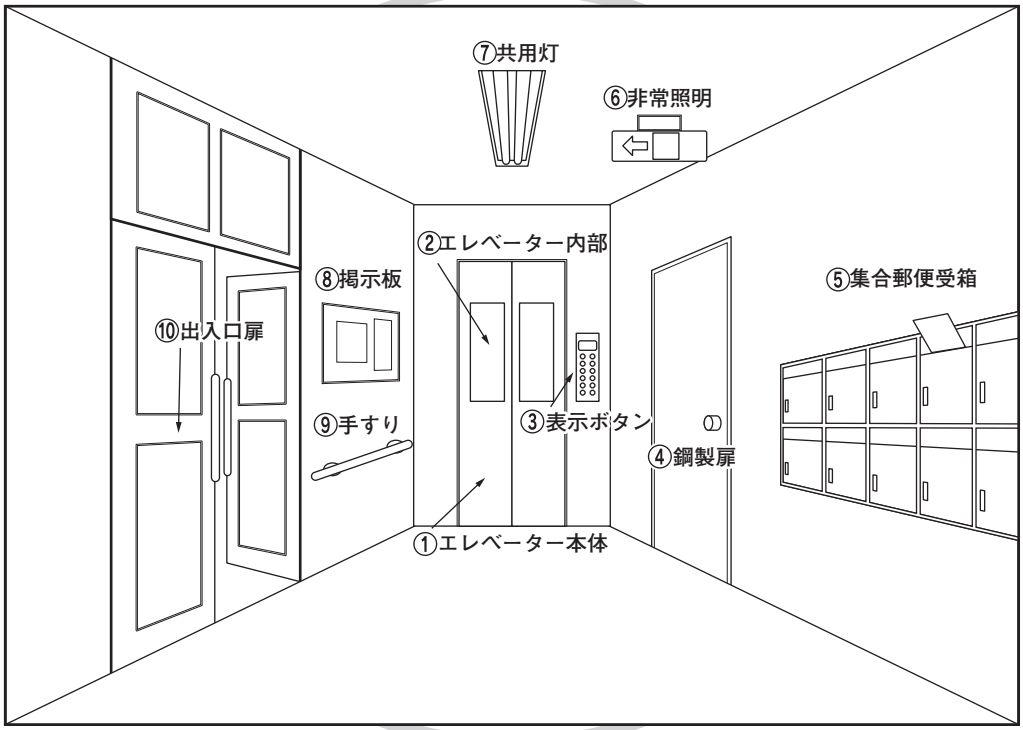

※住宅のタイプにより、
設備内容が異なる場合
があります。

外まわり編①

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①建物外壁：脱落、破損＝香川県負担
②号棟表示板：脱落、破損＝香川県負担
③廊下灯等の故障＝香川県負担
④エレベーターホール、廊下等のガラス：破損
　＝みなさん負担
　※足場が必要な場合は香川県負担

⑤足洗い場：排水詰まり＝みなさん負担
　目皿・鎖の破損、紛失＝みなさん負担
　水栓の破損、パッキン・コマ取替
　＝みなさん負担
　水栓柱の破損＝香川県負担
　給水管の破損・水漏れ＝香川県負担

⑥排水桝：破損＝香川県負担、詰まり＝みなさん負担

⑦排水管：破損＝香川県負担
　詰まり＝みなさん負担

⑧U字溝：破損＝香川県負担
　詰まり＝みなさん負担
　ふたの破損＝香川県負担
※簡易耐火住宅（専用敷地内）の桝のふた、U字溝のふたの破損はみなさん負担

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①集会所：
建物・附帯設備の改修
＝県営住宅の修繕負担区分に準ずる
②ポンプ室：
柵の破損、柵内の除草、水があふれている、
ブザーが鳴っている、水が出ない
＝香川県負担

③県で植えた生垣・樹木（幹の高さが 5m 未満）
：枝下ろし＝みなさん負担
ただし、次の条件に該当した場合は香川県負担
・電線に接触して、危険なもの
・日照を著しく阻害しているもの
・越境して被害を与えているもの
・交通安全上の障害になるもの
・防犯上、問題になるもの
・その他、管理上障害になるもの
④害虫の発生：
樹木の害虫駆除＝自治会負担、スズメ蜂の駆除
＝香川県負担
ミツバチ、ムカデ、ヤスデ等の駆除
＝みなさん負担

⑤がけ、池などの急勾配なのり面の雑草の除草
＝香川県負担

⑥児童公園（香川県管理）
遊具の壊れ＝香川県負担
砂場の砂補充＝みなさん負担

外まわり編③

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①外灯・自転車置場灯・案内板灯：
球切れ・カバー・管球の破損＝みなさん負担
腐食などによる全体的な破損＝香川県負担
②自転車置場：破損＝香川県負担

③共用物置（県が設置したもの）：
破損＝香川県負担

④ゴミ置場：
ブロック・コンクリートの破損
＝香川県負担
コンテナボックス・付属金具の破損
＝香川県負担
汚れの清掃＝みなさん負担
水栓の水が止まらない（パッキン、コマ取替）
＝みなさん負担
水栓の破損＝みなさん負担
水栓柱・給水管破損＝香川県負担
排水口の詰まり＝みなさん負担

⑤団地案内板・掲示板：
脱落・破損・文字消え・塗装のはがれ
＝香川県負担